

IV 財政計画

財政のすがた	113
(1) 歳入の見込み	113
(2) 歳出の見込み	114

IV 財政計画

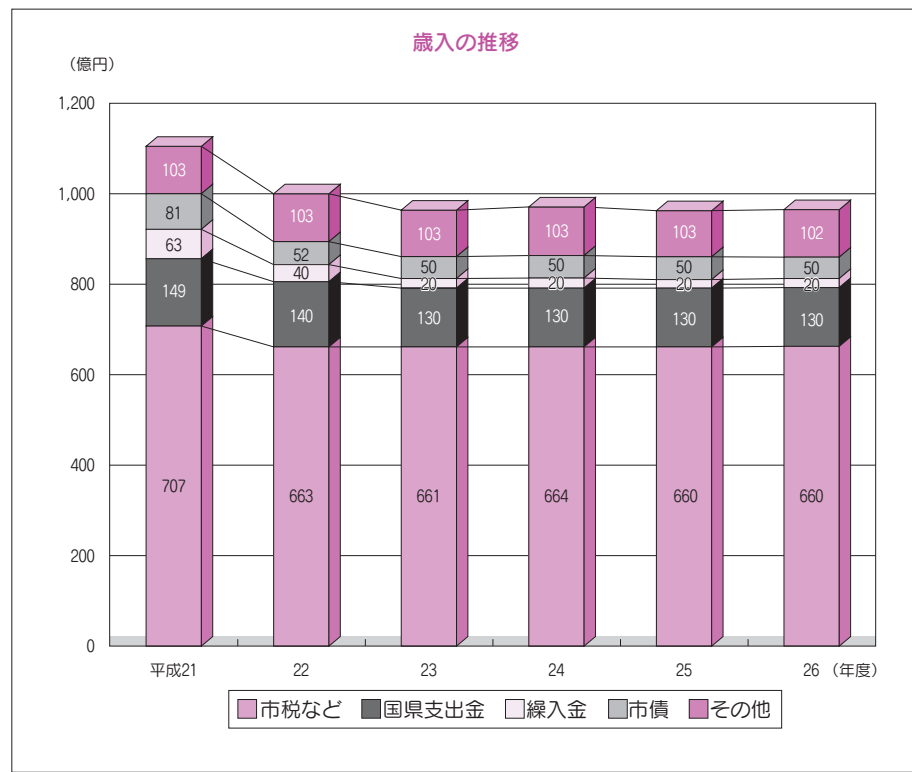
財政のすがた

本市ではこれまで堅実な財政運営を確保しており、その結果として経常収支比率や公債費比率などの財政指標は健全性を示しています。また、平成20年4月に地方公共団体財政健全化法が施行されたことにより、従来からの普通会計だけでなく、公営企業や公社・第三セクターなどを含めた財政の健全性を判断する指標が導入され、公表することとなりました。そのため、これまで以上に堅実な財政運営が求められることとなりました。

今後は、財政基盤の強化による安定的な市税収入の確保と公共サービスの厳選による歳出の抑制を図ります。

(1) 歳入の見込み

歳入は世界経済の急激な悪化と円高により、当地域の基幹産業である自動車関連企業の業績悪化のため、平成21年度以降、法人市民税が大幅に減収することが見込まれます。また、雇用情勢の悪化による個人所得の減少により、平成22年度以降、個人市民税の大幅な減少も見込まれます。さらに、国や県の財政状況も悪化しており、その動向に留意する必要があります。



(2) 歳出の見込み

少子高齢化の進展により高齢人口比率が上昇しており、それにより医療費や扶助費も年々増加することが見込まれ、財政全体への影響が懸念されます。加えて、

市有建築物の老朽化が進んでおり、今後、施設などの維持補修費の増加にも留意する必要があります。

また、実施計画事業などの主要事業を推進するために、最大限の歳出削減に努め、限られた財源を効果的に活用していく必要があります。

